

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

施策名: 高齢者支援
 施策番号: 07 - 01

1 施策の基本情報

施策名	07	高齢者支援	展開方向	01	元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。
主担当局	健康福祉局		主担当課	高齢介護課	
プロジェクト項目の該当有無	●	健康で自立した生活の確保(介護予防対策事業)			
市長公約の該当有無	●	14介護保険制度についての国・県への提言			
局重点課題の該当有無	●	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定			

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率	
		H24	H25		H26	H27	H28	H29			
① いきいき100万歩運動参加者数	↑	H24	6,873	人	7,746	7,240	**	**	**	**	42.0%
② 自分が健康であると感じている高齢者の割合	↑	H23	62.1	%	67.6	65.2	**	**	**	**	56.4%
③ 介護予防体操の登録団体数(介護予防対策事業)	↑	H25	0 (26年度より実施)	団体	150	0	**	**	**	**	**
④ 認知症サポーター数	↑	H24	5,557	人	14,375	6,592	**	**	**	**	11.7%
⑤											

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●本市における高齢化率は、平成22年には23.6%となっており、全国とほぼ同じ割合で高齢化が進んでいる。ただ、他都市に比べると、高齢者の単身世帯が多い傾向があり、今後も増加が見込まれる。
 ●本市では、比較的介護の認定率が高く、かつ重度の方が多い傾向が見られる。今後も高齢者が増えるなか、健康づくりや介護予防は市民の生活の質を高める上で重要な課題であるとともに、ひいては要介護者を支える介護保険制度の安定運営にもつながる。
 ●本市では、時間や場所に制約がなく気軽に適度な運動ができる、ウォーキング(歩くこと)を奨励しており、退職後の男性の高齢者の参加も多いことから、健康に対する意識啓発や介護予防の面からだけでなく、高齢者の社会参加にも発展が可能と考えられる。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容	●介護予防、権利擁護、社会参加の促進 ●地域での高齢者の見守り体制づくり					
	区分	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.2%	15.4%	56.5%	20.4%	6.4%
	23年度	4.0%	14.8%	54.8%	20.8%	5.5%
重要度調査	25年度	第 7 位 / 20 位		5点満点中 4.58点(平均 4.39点)		
	23年度	第 6 位 / 20 位		5点満点中 4.18点(平均 3.98点)		

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■健康づくり・介護予防の推進</p> <p>【介護予防について】 ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、「いきいき健康づくり事業(いきいき100万歩運動)」等を実施してきた。しかしながら、「自分が健康である」と感じている高齢者の割合は6割強と、残る4割弱の方が健康に不安を抱えている。また、本市の要支援・要介護認定率は平成24年度20.66%であったものが、25年度は20.93%と、年々増加しており、全国・兵庫県と比較しても認定率は上回っている。この要因には、主なものとして、単身高齢者の割合が22年度で25.7%と、全国より9.3%高く、同居する介助者がいないことから、ヘルパーによる家事援助や身体介助の支援が必要であることが考えられる。また、国の介護保険制度の改正により、現在、「介護予防給付」で実施されている「介護予防通所介護」、「介護予防訪問介護」については、29年度までに「地域支援事業」に移行し、市町村主体の運営となることが決まっているが、本市では、掃除や洗濯、買物などの家事援助におけるニーズが高く、サービスを利用する要支援者の半数以上が介護予防訪問介護を利用しているという状況であるほか、介護予防通所介護においても介護予防訪問介護に続いて高い利用率となっているなど、見直し対象のサービスの利用率が高い状況にある。このような状況から、要支援者の地域生活を支えるため、事業者によるサービス提供に加え、住民やボランティア等の担い手による新たな生活支援サービスを組み合わせるサービス提供体制の構築が必要であることから、次期介護保険事業計画(計画期間:27~29年度)にその方向性を示すべく、社会保障審議会にて審議していただいているところである。</p> <p>【高齢者二次予防事業】 ・「高齢者二次予防事業」では、全国的な傾向と同様に事業へ参加する対象者が少ないという課題があることから、26年度をもって廃止することとし、26年度より一次、二次と対象者を特定しない新たな「介護予防対策事業」を実施する。現在、室内で体の状態に応じて取り組んでいただけの体操について、メニューを作成しているところであり、地域において中心となる「健康協力員」についても設置に向け、取り組んでいるところである。</p> <p>【いきいき健康づくり事業】 ・同じく65歳以上の高齢者を対象に、介護が必要となる状態を予防するため適度な運動を継続して行えるようウォーキングを推奨する「いきいき健康づくり事業」では、平成25年度においては367人が新たに参加し、6,873人が継続したウォーキングを実施している。その結果、4年間継続して参加を行った高齢者は、参加していない高齢者に比べ、医療費が少ない傾向にあることとなった。しかし、近年、新たな参加者数が毎年同じ程度にとどまっていることから、高齢者数に対する参加者の割合は減少傾向にあり、参加率を維持していくことが課題となっている。</p> <p>【認知症対策について】 ・近年、認知症対策については、国において認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)を策定するとともに、次期介護保険事業計画においてその対策を明記することを義務付けるなど、重要な課題となっている。また、認知症の疑いのある高齢者を早期に発見し適正なサポートを行うことは、認知症の進行を遅らせる効果がある。 ・そのため、平成25年度は兵庫県が作成した「認知症チェックリスト」の民生委員への配布や窓口への設置等、既存ツールを活用しての市民の認知症に対する意識の醸成に努めた。 ・平成26年度からは、認知症の疑いのある高齢者に対し早期診断を行い、認知症の進行を遅らせ高齢者の健康維持に努めるべくサポートを実施するために「認知症確定診断体制整備事業」を実施している。認知症の高齢者が増加し続けるなか、認知症の高齢者を地域ぐるみで支える体制の整備に向けて、同じく26年度から実施している「認知症対策推進事業」において、国の示す「認知症初期集中支援チーム」の設置等検討していく。 ・一方、「認知症サポーター養成講座」を平成25年度に50回開催し、新たに1,035人が認知症サポーターになっていただき、認知症に対する理解が深まったところであるが、個人で養成講座を受けたい方の受け皿がないことや、体制上の限界があり、積極的に養成講座を開くことが出来ないといった課題があり、認知症の高齢者が増加していくなか、まだまだ高齢者やその家族、地域への認知症に対する啓発が進んでいない現状にある。更に、認知症サポーターの役割のひとつである地域等での見守り、声かけといったことについては活動の実態を把握できていないという課題もあり、今後のサポーターの活用について検討する必要がある。</p>	<p>関連する目標指標</p> <p>①② ③④</p> <p>進捗</p> <p>○順調 ○概ね順調 ●やや遅れ ○遅れている</p>
<p>主な事務事業</p> <p>・いきいき健康づくり事業 ・高齢者二次予防事業</p>	<p>総合評価</p> <p>□重点化 ■継続取組</p>

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>・「高齢者二次予防事業」は、他都市においても見直される傾向にあるなか、本市においても、26年度をもって廃止するものとする。 ・「いきいき100万歩運動」は、事業実施から10年が経過しようとする中、高齢者数に対する参加者の割合が減少傾向であることから、参加率の維持に向け、参加を推奨する方策(ウォーキングマップの作成等)を講じることをする。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・「高齢者二次予防事業」に代えて、平成26年度より新たに実施している「介護予防対策事業」の中で、高齢者が身近な地域で継続的に取り組める自主的な健康体操を推進していく。同取組については、高齢者の心身機能の改善と地域社会活動への参加をはかることで、高齢者が自らの介護予防に取り組むとともに、地域の参加者相互のつながりを強め、見守りの効果も期待する。 ・実施にあたっては、老人福祉センターが、これまでの「健康の保持・増進、生きがいづくり」の取組を行った経験や実績を活用し、新たに介護予防の拠点として活用していく。 ・また、老人クラブの活動補助についても県行革によりメニューの見直しが行われたことを踏まえ、健康体操の実施を勧奨していき、活動拠点を広げていく。 ・現在、人員基準や単価等が全国一律となっている介護保険制度の予防給付のうち、「訪問介護」「通所介護」について、市町村の実情に応じたサービス提供ができるよう地域支援事業の形式に見直される予定である(新しい介護予防・日常生活支援総合事業)。家事支援などの新たな生活支援サービス内容や市独自の報酬単価設定等について検討を進め、サービスの質の確保及びサービスの一定量の確保を両立しつつ、既存事業整理と併せて、新たな枠組みにおけるサービス提供体制を構築していく。</p> <p>・認知症地域支援推進員の活動や認知症施策推進会議等を通じた、早期発見・早期対応に向けた体制の整備、地域で見守るための仕組みづくり(徘徊SOS、認知症カフェ等)、医療や福祉の連携による相談支援体制の充実等、認知症対策の拡充を図っていく。また、現在地域包括支援センター1か所にモデル配置している認知症地域支援推進員については、4月より29件の相談を受け、退院前カンファレンスの実施による認知症高齢者の在宅サービス支援の調整や、認知症が重症化している高齢者の入院調整を行うなど、認知症対策に寄与しているところである。今後も評価を行う中で、更なる配置等を検討していく。 ・認知症サポーターの養成については今後、計画的に養成し、認知症の啓発を行い、更なるサポーターの活用を検討していく必要があることから、人員体制の強化を行い、積極的な講座の開催や、サポーターの名簿を整備し、市から働きかけができるような仕組みづくりの検討等を実施していく。</p>

6 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針
<p>・高齢者が健康に暮らし続けていくことは、介護保険制度の安定的な運営においても非常に重要である。「自分が健康であると感じている高齢者の割合」のさらなる増加を目指し、今後、認定率の推移等についても検証しながら、「高齢者二次予防事業」の廃止や「地域で自主的に行う健康体操」の新規実施など、介護予防に資する事業についてはより効果的な取組へと再構築をしていく。</p> <p>・また、その際は、老人福祉センターや老人クラブなどで実施している既存の取組なども含めた介護予防体制を構築していく。</p> <p>・介護保険の予防給付の一部について市が実施する地域支援事業に移行されることに伴い、本市において新たな提供体制を構築する必要があるが、その際は、真に必要な方へのサービスの提供については継続できるよう留意しながら、報酬単価やサービス提供体制について慎重に検討していく。</p> <p>・認知症に対する取組については、平成26年度に地域包括支援センター1箇所に「認知症地域支援推進員」をモデル設置をするなどその体制強化につとめており、今後はそのモデル実施における効果を検証しながら、今後の取組を検討していく。</p> <p>・認知症サポーターの養成や活用については、引き続き効果的な取組に向けて検討していく。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、より効果的な取組への転換に向け調整を行う。</p>
<p>総合評価</p> <p>□重点化 ■継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

施策名: 高齢者支援
 施策番号: 07 - 02

1 施策の基本情報

施策名	07 高齢者支援	展開方向	02 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。
主担当局	健康福祉局	主担当課	高齢介護課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	●	14高齢者の見守り活動の充実	14介護保険制度についての国・県への提言
局重点課題の該当有無	●	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定	

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率	
		H24	H25		H26	H27	H28	H29			
① 要介護高齢者等見守り活動地域	↑	H24	23	地域	56	32	**	**	**	**	27.3%
② 孤立感を感じている高齢者の割合	↓	H23	29.4	%	29.4以下	46.4	**	**	**	**	0%
③ 特別養護老人ホーム入所待機者の割合(要介護3以上)	→	H24	16.8	%	16.8	17.8	**	**	**	**	0%
④ 生活支援サービスに位置づけたグループ数	↑	H24	0	グループ	12以上	-	**	**	**	**	-
⑤											

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●本市における高齢化率は、平成22年には23.6%となっており、全国とほぼ同じ割合で高齢化が進んでいる。ただ、他都市に比べると、高齢者の単身世帯が多い傾向があり、今後も増加することが見込まれる。
 ●単身高齢者等の増加に伴い、地域における高齢者の見守りなど、地域住民や地域団体等と連携した取組がより重要な課題になってくる。元気な高齢者を増やすことで、そうした取組を進めていくことが必要である。
 ●高齢者を取り巻くさまざまな問題に対応するため、権利擁護に努める必要がある。
 ●高齢者が増加するなか、介護予防から高齢者虐待に至るまで高齢者に関する相談内容は複雑化してきており、地域の身近な相談・支援窓口であって、保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核的な機関として設置している地域包括支援センターの役割はより重要になってきている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容	区分					
	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満	
●介護予防、権利擁護、社会参加の促進 ●地域での高齢者の見守り体制づくり						
満足度調査	25年度 1.2%	23年度 4.0%	25年度 15.4%	23年度 14.8%	25年度 56.5%	23年度 54.8%
重要度調査	25年度 第7位 / 20位	23年度 第6位 / 20位	5点満点中 4.58点(平均 4.39点)			
			5点満点中 4.18点(平均 3.98点)			

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■高齢者を地域で見守ることができる体制づくり</p> <p>【高齢者の見守りについて】 ・「尼崎市高齢者等見守り安心事業」については、現在32地区で1,433人の地域住民が3,561人の高齢者を見守っている。今後は、関心が低調などの理由により、実施地域の拡大は困難さが増すとも考えられるが、地域で活動する様々な団体とも関係づくりや連携に取り組むなどして市内全域での実施に向け取組みを強化していく。 ・他の見守り施策について、「緊急通報システム普及促進等事業」では利用者数が減少傾向にあることが課題である。また、「シルバーハウジング生活援助員(LSA)派遣事業」は26年度から、LSAの件数単価の見直しをしたところである。またLSA派遣住宅以外の復興住宅の高齢者のみ世帯には県制度の「高齢者ひろば事業」を活用して、高齢者生活支援員による安否確認やコミュニティ支援を行っており、対象住民の孤立化の防止や生きがいづくりなどに貢献しているところであるが、県制度が26年度までとなっている。しかしながら、自治会活動といった地域コミュニティが成熟していない住宅が多く、自主的な見守り活動の実施について課題があるため、今後の施策の方向性を定める必要がある。</p> <p>【地域包括支援センター】 ・「地域包括支援センター」は地域の身近な相談支援機関として市内12箇所に設置している。虐待対応など、夜間・休日を問わず緊急な相談や対応が必要な事例が増え、職員の負担が増しており、地域包括ケアを進める上で、医療・介護・福祉の連携のため、困難事例などについて協議・助言を行う「地域ケア会議」をはじめ、地域の社会資源の活用、ケアマネジメント力の向上や総合相談支援窓口機能の充実など、センターが求められる役割が増す中で、その機能強化を図るための更なる体制整備が必要である。一方、23年度の高齢者のセンターの認知度は43.4%に留まっており、地域で孤立を感じたまま悩みを相談できる場を知らず、精神的な不安などから高齢者虐待につながるケースなども発生しており、センターの更なる周知を図る必要がある。</p>	<p>主なる事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市高齢者等見守り安心事業 ・地域包括支援センター運営事業費 <p>関連する目標指標</p> <p>①②④ 進捗 ○順調 ○概ね順調 ●やや遅れ ○遅れている</p>
行政が取り組んでいくこと ■支援体制の充実と権利擁護	
<p>【介護保険サービスについて】 ・特別養護老人ホームの入居待機者のうち、要介護3以上の待機者は1,302人おり、中でも在宅でかつ入所の必要性が高いとされている高齢者は215人いる。平成25年度に1施設100床の整備が完了したが、なお、待機者が増加しているため更なる施設整備は必要である。一方、本市では、在宅での生活を希望される高齢者も多く、また在宅での生活を支援する介護保険サービスや地域支援事業等の利用者数も増加傾向にあることから、「地域包括ケアシステム」を構築していく中で、在宅サービスを充実させ、サービス付き高齢者住宅等の住まいの充実とあわせて安心して地域で暮らせる社会の実現が必要となっている。サービス付き高齢者住宅については、有料老人ホームに該当しないものに対して、定期的に立入検査を実施する手法が確立されておらず、また、有料老人ホームに該当するものに対しては、体制上の限界から立入検査は実施できていないといった課題がある。 ・介護を要する者が、必要なサービスを安心して利用するためには、法令等に従ったサービス提供を事業所に促す「給付適正化の取組」が必要である。この取組として、事業所に対する利用者等への苦情対応、ケアプランの点検等を行う「介護給付適正化事業」、不適切なサービス提供等を行う事業所への実地指導等を行う、適切な事業運営を行うよう指導しているが、体制上の限界から、不適切なサービスを受けている利用者への対応は不十分な状況にある。事業所数は、過去5年間で36.7%増加し、25年度末で958あるが、今後も、高齢者の増加に伴い、サービスの需要が増加し、事業所数の一層の増加が見込まれることから、利用者への適切なサービスを確保し、本市の介護サービス全体の質の向上を持続的に行うためには、「給付適正化の取組」を行う人員体制の充実が求められる。</p> <p>【認知症対策について】 ・認知症高齢者が増加していき、26年度に認知症地域支援推進員を1包括支援センターにモデル配置し、早期診断・早期対応や今後の見守り体制の構築に向けた検討を進める。また、判断能力が不十分な高齢者に代わり、契約や金銭管理を行う成年後見制度について、親族等の申立人がいない場合の家庭裁判所への市長申立や、経済的理由で後見申立が難しい人への費用助成を行う「成年後見制度利用支援事業」を実施している。こうした制度を確実に支援につなげるためには、地域包括支援センターなど関係機関の連携が不可欠である。そのため、市民や関係機関への制度周知とともに、相談の受付や成年後見の申立、市民後見人の養成・監督など一体的な相談支援が必要であり、平成26年度に成年後見等支援センターを設置する。</p>	<p>主なる事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業 ・介護給付適正化事業費 <p>関連する目標指標</p> <p>②③④ 進捗 ○順調 ○概ね順調 ●やや遅れ ○遅れている</p>

次年度に向けた取組方針	
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバーハウジング事業については、26年度、27年度に順次事業の見直しを進める。あわせて、地域主体の見守り活動にもLSA(生活援助員)の知識・経験を広く活用できるような場を設けていく。 ・高齢者ひろば事業の見直しを想定した、生活支援員による見守り等の今後の取組方向を検討する。 <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの人員等の基準を市町村が条例で定めることとなった。26年12月議会提案に向けての検討とあわせて、法制化される地域ケア会議について、統一したルール作りや円滑な開催に向けた仕組みづくりといった制度の充実、認知症施策の推進、基幹的な役割を担うセンターの設置など「地域包括ケアシステム」で中核的な役割を担う地域包括支援センターの基盤強化が必須となっている。そのため、人員体制の強化を図るとともに、基幹となるセンターの設置に向けそのあり方を検討していく。 ・また、認知症施策の推進や退院調整の取組等を進める中で、地域包括ケアの主要課題の一つである、医療・福祉の連携強化を図る。 ・緊急通報システム普及促進等事業については、デジタル回線の導入や事務処理の効率化を図る等の見直しについて検討を行う。 	<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の大幅改正が行われる中で、「訪問介護」と「通所介護」について地域支援事業へ移行するとともに、多様な主体による生活支援サービスの提供体制を確保する必要があり、生活支援サービスの充実、在宅医療・介護連携の推進といった「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えた平成27年度からの「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定業務の中で、そのあり方について検討を行う。 <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者住宅に入居している高齢者の適切なサービス提供を確保するために、都市整備局と連携して定期的な立入検査が実施できる手法を確立するとともに、人員体制の強化を図る中で立入検査を実施していく。 ・生活支援サービス提供体制の確保に向けての整備手法や方策の検討(特に生活支援サービスコーディネーターによる、人材の確保、地域資源の開発、事業化促進など)を行っていく。 ・「介護給付適正化事業」を推進するとともに、不適切なサービス提供や不正請求等を行っている事業所への実地指導等においては、厳正な対応を行うとともに、その他の事業所においても、個別・集団指導等の中で、不正行為を未然に防止するための意識向上や、適切な事業運営が行えるように働きかけるなど「給付適正化の取組」を人員体制の強化を図る中で一層進めていく。

6 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針	
<p>・認知症対策や医療と福祉の連携等「地域包括ケアシステム」に求められる役割は増え続けている。地域包括支援センターについては、その中心的な役割を担っており、基幹となる包括支援センターの設置も含め、今後、その体制について検討する。</p> <p>・今後高齢者が増加し続けていく中で、サービスを必要とする人が真に必要な支援を継続して受けることができるよう、既存事業の見直しについても併せて行う必要があり、現在、行っているシルバーハウジング事業の見直しに引き続き、緊急通報システムや老人いこいの家などについてもその実施手法等を検討する。</p> <p>・生活支援コーディネーター設置の検討については、地域福祉活動専門員の活動の整理とあわせて行う必要がある。</p> <p>・サービス付き高齢者住宅に対する立入り検査や介護給付の適正化に係る体制については、現状の取組状況を検証したうえで、効果的で効果的な執行体制についての検討を行う。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>	<p>総合評価</p> <p>□重点化 ■継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

施策名: 高齢者支援
 施策番号: 07 - 03

1 施策の基本情報

施策名	07 高齢者支援	展開方向	03 積極的に地域とかかわることができるよう支援します。
主担当局	健康福祉局	主担当課	高齢介護課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	●	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定	

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値	実績値					現時点での達成率
				(H29)	H25	H26	H27	H28	H29	
① 生きがいを持つ高齢者の割合	↑	H23	65.4 %	75.9 以上	75.9	**	**	**	**	100%
② 孤立感を感じている高齢者の割合	↓	H23	29.4 %	29.4 以下	46.4	**	**	**	**	0%
③ シルバー人材センター登録者数	↑	H23	5,066 人	6,380	5,300	**	**	**	**	17.8%
④ 生活支援サービスに位置づけたグループ数	↑	H24	0 (次年度以降実施)	12 以上	-	**	**	**	**	**
⑤										

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●本市における高齢化率は、平成22年には23.6%となっており、全国とほぼ同じ割合で高齢化が進んでいる。ただ、他都市に比べると、高齢者の単身世帯が多い傾向があり、今後も増加が見込まれる。
 ●単身高齢者等の増加に伴い、地域における高齢者の見守りなど、地域住民や地域団体等と連携した取組がより重要な課題になってくる。元気な高齢者を増やすことで、そうした取組を進めていくことが必要である。
 ●本市では、時間や場所に制約がなく気軽に適度な運動ができる、ウォーキング(歩くこと)を奨励しており、退職後の男性の高齢者の参加も多いことから、健康に対する意識啓発や介護予防の面からだけでなく、高齢者の社会参加にも発展が可能と考える。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容	●介護予防、権利擁護、社会参加の促進 ●地域での高齢者の見守り体制づくり				
区分	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度 1.2%	15.4%	56.5%	20.4%	6.4%
	23年度 4.0%	14.8%	54.8%	20.8%	5.5%
重要度調査	25年度 第7位 / 20位	5点満点中 4.58点(平均 4.39点)			
	23年度 第6位 / 20位	5点満点中 4.18点(平均 3.98点)			

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■社会参加の促進</p> <p>【本市の高齢者の状況】 ・尼崎市では65歳以上の高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らしの世帯の割合が平成22年度36.2%と、県内平均27.8%と比較して多く、このことは引きこもりや孤独死のリスクが高まる要因でもあることから、高齢者が孤立しないような施策を講じる必要がある。そうしたことから、様々な事業を実施することで、生きがいづくりや社会参加を進めているところであり、市民アンケートにおいては生きがいを感じている高齢者の割合は75.9%と増加傾向にある。しかし一方で、孤立感を感じている高齢者の割合は23年度29.4%であったものが、25年度は46.4%と増えており、より一層の取組が必要である。</p> <p>【老人クラブについて】 ・高齢者の生活を健全で豊かなものにするために「老人クラブ」の育成、指導をおこなっており、平成25年度は370クラブに対して活動補助を行い、健康づくり活動や地域福祉活動等に取り組んでいただいた。しかし、全国的に会員数が減少している傾向にある中で、本市においても会員数は23年度25,272人であったものが、25年度22,162人と年々減少しており、これは高齢者自身のライフスタイルが多様化する中で、活動内容がそれに対応していないことや、指導的な役割を担う人材が不足していることが要因として考えられる。組織そのものの活性化と後継人材の確保が課題である。</p> <p>【高齢者の社会参加に向けた取組】 ・高齢化の進展により、様々な分野で人材の確保が難しくなる中で、今後は、高齢者が支援される側でなく支援する側となって、積極的に街づくりや地域コミュニティの活性化、様々な経済活動等に主体となって、活動していただくことが必要となる。一方、そうした活動に携わることで、介護予防や健康寿命の延伸といった効果も期待できる。そうしたことから、高齢者がその知識や経験を発揮して活動主体となるためのサポートや場づくりが必要である。 ・介護保険制度の改正においては、こうした高齢者が活動主体となって、ボランティアや様々なサービス提供の担い手となる、あるいは積極的に社会参加することで、地域コミュニティづくりに貢献するといった方向が示されている。そうした役割のひとつとして、生活支援サービスの担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化を行う、「生活支援サービスコーディネーター」の配置が新たな仕組みとして示された。本市は単身高齢者世帯が多く、孤立感を感じている高齢者の割合も増加しており、こういった生活支援の担い手としての社会参加の機会を高齢者に発信していくことは引きこもりの防止、孤独死のリスク解消、高齢者の生きがい促進に大きく寄与するものと考えられるため、早期に配置を行い、担い手を増やしていく必要がある。 ・また、シルバー人材センターは、業務委託を通じて、介護保険サービスを補完するといった位置づけであったが、今回の制度改正にあっては、生活支援サービスの確保とともに、高齢者が高齢者を支えるという視点からも重要な役割が期待されることとあり、その活性化と活動量の確保を図るため、登録者の拡大について、関係部局との連携を強化する必要がある。</p> <p>【老人福祉センターについて】 ・老人福祉センターでは、高齢者の「健康の保持・増進・生きがいづくり」に取り組んでおり、25年度には延べ341,186人の利用があった。更に24年度下半期からの蓄積した知識・経験・技術を生かし、既存の事業に加え介護予防の機能も備えた拠点施設としての役割も果たすべく、「介護予防手帳」の作成、基本チェックリストを活用した利用者個々の身体状況の把握と新たな介護予防教室の開催等、運動だけでなく、趣味や文化的な活動も含めた事業への参加勧奨と参加機会の拡大など、市と連携しながら、高齢者が生きがいや健康づくりに取り組むための工夫に努めている。一方、市内5つある老人福祉センターのうち、4つは建設後30年から40年程度経過し、老朽化が進んでおり、耐震性の強化を含めて施設整備が課題となっている。</p> <p>【老人いこいの家について】 ・老人いこいの家については、高齢者が身近な地域で安心して過ごせる場所を提供し、引きこもりの防止や、地域との交流を進める場として事業を実施してきたが、実際は場所の提供にとどまっている実態があり、上記のような課題を解決する視点からも、「場」の提供に対する支援制度でなく、世代を超えた交流の催しや、健康づくり教室の開催など、いこいの家として指定している会館以外の会館等も含めて、「場」を活用した「活動」に対する支援を行う制度への転換を検討しているところである。</p> <p>【地域いきいき健康づくり協力団体】 ・また保健所では、老人クラブなど、自主的に健康づくりに取り組む各種団体等を対象に、「地域いきいき健康づくり協力団体」の登録事業を平成26年度から開始しており、登録団体のうち高齢者の健康づくりに取り組む団体等の情報を共有し、連携方策を検討していく必要がある。</p>	<p>次年度に向けた取組方針</p> <p>◆見直す・見直しを検討する事項 ・老人いこいの家運営事業については、27年度末廃止を前提に事業の移行について関係機関と協議をしていく。なお、その財源を地域の福祉会館等を活用して定期的に行う教養の向上、世代を超えた交流を図る催しや介護予防に関する事業等、地域福祉活動への支援に充当していく。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項 ・老人クラブについては、県補助制度が見直され、健康体操等の実施が要件とされたことから、「介護予防対策事業」による健康体操への参加といった、高齢者自身の健康維持につながる活動を推進していただくことを目指す。その取組のなかで、老人クラブに加入しておられない高齢者への声かけを積極的に行っていただくなど、参加促進の策を講じるほか、老人クラブ連合会とも加入促進の取組について協議を重ねていく。</p> <p>・老人福祉センターについては、新たに介護予防の拠点としての活用を目指しており、今後は、利用者のデータの経年経過を見ることにより、介護予防の効果について検証するとともに、そうした視点での事業の展開を図っていく必要がある。また、課題となっている施設の老朽化対策については、周辺住民や利用者に被害の及ぶ可能性の高いガス管の改修や、故障により施設運営に大きく支障をきたす分電盤の改修等、より緊急度の高いものについて行っていく。 ・高齢者がボランティア活動等により、社会参加・社会的役割を持ち、生きがいや介護予防につながるよう、地域資源の開発等を行う「生活支援サービスコーディネーター」の配置を行う。</p>
<p>主な事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ関係事業 ・指定管理者管理運営事業 	<p>関連する目標指標</p> <p>①② ③④</p> <p>進捗</p> <p>○順調</p> <p>○概ね順調</p> <p>●やや遅れ</p> <p>○遅れている</p>

6 施策評価結果(二次評価)

<p>評価と取組方針</p> <p>・生きがいを持つ高齢者の割合が増加している一方で孤立感を感じている高齢者の割合も増加しており、単身高齢者の多い本市においては、引きこもりの防止の観点からも、引き続き老人クラブの会員数やシルバー人材センターの登録者数の増加を目指す取組みや、老人福祉センターの事業への参加勧奨や参加機会の拡大に取り組んでいく必要がある。</p> <p>・老人いこいの家については廃止を前提として関係機関と協議を行う。その財源の地域福祉活動への支援の充実に関しては、地域高齢者福祉活動推進事業等の地域活動に対する既存の補助制度の整理と併せ検討していく。</p> <p>・今後、老人福祉センターや老人クラブの活動については、高齢者の生きがいや社会参加の促進を図るだけでなく、介護予防の視点も含め取組を実施していく。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、より効果的な取組への転換に向け調整を行う。</p>
<p>総合評価</p> <p>□重点化</p> <p>■継続取組</p>